

令和8年度 全国安全週間

本週間 7月1日～7日（準備期間 6/1～30）

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和8年度 全国安全週間を迎えるにあたって ～

本年度も7月1日から7月7日まで「全国安全週間」が実施されます。本年度のスローガンは、

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

です。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を推進しており、こうした取組により労働災害は長期的には減少しているところ
です。

具体的には、岐阜県内における昨年（令和7年）の労働災害発生状況は、死亡災害が6人と令和6年に比べて10人減少し、休業4日以上の死傷災害も2,247人と令和6年に比べて45人（2.0%）減少となりました。一方で、令和7年は令和6年に比べて減少したものの、令和5年（2,217人）に比べると増加しており、平成27年以降増加傾向が続いています。

また、令和8年については、3月末時点の速報値で427人と、令和7年の同時期に比べて4人（0.9%）減少していますが、運送業（57人で昨年同時期に比べ18人増加）、商業（77人で昨年同時期に比べ13人増加）や接客娯楽業（28人で昨年同時期に比べ5人増加）などの第3次産業において増加が見られ、死傷災害が前年を上回るペースで発生しています。

労働災害を着実に減少させ、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を実現するためには、令和5年4月に岐阜労働局が策定した第14次労働災害防止推進計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

各事業場におかれましては、全国安全週間を契機として、安全大会等での経営トップによる安全への所信表明、安全パトロールによる職場の総点検の実施、安全旗の掲揚、標語の掲示及び講演会を開催する等の安全活動を積極的に推進し、関係者の安全意識の高揚を図っていただきますようお願い申し上げます。

令和8年4月

岐阜労働局長 原田 浩一



令和8年度 全国安全週間

7月1日(水)から7日(火)まで (準備期間:6月1日から30日まで)

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

準備期間及び全国安全週間以外にも継続的に実施する事項(抜粋)

- ① 安全衛生活動の推進
「安全衛生管理体制の確立」「安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等」
「自主的な安全衛生活動の促進」「リスクアセスメントの実施」
「その他の取組」
 - ⇒ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - ⇒ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ⇒ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- ② 業種(以下の業種)の特性に応じた労働災害防止対策
「第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店等)」「陸上貨物運送事業」「建設業」「製造業」「林業」
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策」
 - ⇒ 転倒災害防止について、作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - ⇒ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ⇒ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - ⇒ 運動プログラムの導入、労働者のスポーツの習慣化の推進
 - ⇒ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - ⇒ 腰痛対策について、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
「高年齢者」、「外国人労働者」、「派遣労働者」等に対する労働災害防止対策
 - ⇒ 高年齢者に対して、「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づく各種措置の実施
 - ⇒ 母国語教材や視聴覚教材を活用等外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ⇒ 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
「交通労働災害防止対策」
 - ⇒ 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - ⇒ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発等
「熱中症予防対策(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン 重点取組期間は7月)」
 - ⇒ 改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
(熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等)
 - ⇒ 暑さ指数(WBGT 値)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施など「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく措置の実施
「個人事業者等を含めた災害防止対策」
 - ⇒ 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - ⇒ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ⇒ 個人事業者等が業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

※詳細事項については、「令和8年度全国安全週間実施要綱」をご参照ください。

厚生労働省 安全週間

検索